

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年9月1日（令和5年（行個）諮問第207号）

答申日：令和6年4月15日（令和6年度（行個）答申第9号）

事件名：本人に係る情報公開・個人情報保護審査会への特定事件番号の諮問に  
関して管轄労働局担当官とやり取りした電子メール等の一部開示決  
定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）  
につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が不開示とすべき  
としている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」とい  
う。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、令和5年4月19日付け厚生労  
働省発雇均0419第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」と  
いう。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書による  
と、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

全部非開示と同様の為。①メールは、通信日時、やりとりの人名、件  
名のみの内容（役職も非開示）、②特定労働局から提出のあっせん手続  
き処理経過票等資料写しも同様。

##### (2) 意見書

特定事業所本部職員として、同本部で採用面接に当たった人物は、当  
時その任務の職責の身分ではなく、特定事業所の職員でもないことがそ  
の後判明した。しかし、審査請求人は、特定事業所にケアマネージャー  
として採用された。故、特定労働局での労働関係紛争調整委員会による  
あっせん自体が無効である。最初からの精査を請求します。尚、特定事  
業所本部での採用面接には、研修を地元の特定地センターで受け、職員  
としての勤務を勧めてくれた主任ケアマネージャーA氏、特定施設長B  
氏、又、不正の本部の採用担当者の存在の証人であるCケアマネージャ  
ーの聞き取りを希望します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人（以下第3において「請求人」という。）は、開示請求者として、令和5年3月15日付け（同月20日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、次に掲げる保有個人情報の開示請求を行った。

・情報公開・個人情報保護審査会（諮問番号：令和4年（行個）諮問特定番号）の答申に至る調査の内容，方法，誰がその業務に当たったかの資料

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年5月30日付け（同年6月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記載された行政文書は、次のア及びイに掲げる文書である。

ア 管轄労働局担当官とやり取りをした電子メール

イ 管轄労働局から提出を受けたあっせん手続き処理経過票等資料の写し

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の③及び⑥の不開示部分には、請求者以外の特定の個人の氏名、職名等が記載されており、当該部分は、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条1項3号イ及びロ該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、対象文書2の④、⑦、⑧及び⑨の不開示部分には、特定の法人の主張内容や請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報等が含まれている。これらの情報は、開示することにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから、法78条1項3号イに該当する為、不開示を維持することが妥当である。

また、あっせんは、個別労働紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）に基づき実施しているものであるところ、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号）14条においては、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、「あっせん委員が行うあっせんの手続は、公開しない。」と定められている。

同条にいう「あっせんの手続」とは、「具体的にはあっせんの申請から手続の終結に至るまでの手続全般をいうものである。したがって、あっせん期日における手続の傍聴を認めないことに限らず、あっせん期日においてなされた紛争当事者の主張や提出された資料等、あっせん申請書等あっせん申請の際に提出された関係書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等当該あっせん事案に係るすべての事項が非公開となるものである。」（厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室編「個別労働紛争解決促進法」（財団法人労務行政研究所、2001年）145頁）とされている。

よって、別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の⑧及び⑨の不開示部分に含まれる特定の法人の主張内容等の情報は、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法78条1項3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

#### ウ 法78条1項6号該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①の不開示部分には、特定諮問事件の情報公開・個人情報保護審査会からの照会内容やこれに対する回答方針等に関して厚生労働省担当官と管轄労働局担当官との間で協議、検討した内容等が記載されている。これらの情報は、開示することにより、情報公開・個人情報保護審査会の暫定的な見解や行政機関内部における未成熟な検討内容が明らかとなり、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある情報であり、法78条1項6号に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

なお、諮問庁で協議・検討した内容について、これを開示すると、諮問庁の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることについては、先例答申（平成28年度（行個）答申第17号）においても認められているところである。

#### エ 法78条1項7号柱書き該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①及び

②並びに文書番号2の⑤，⑧，⑨及び⑩の不開示部分には，特定諮問事件の情報公開・個人情報保護審査会からの照会内容やこれに対する回答方針等に関して厚生労働省担当官と管轄労働局担当官との間で協議，検討した内容，あるいは，特定の法人の主張内容等が記載されている。これらの情報は，開示することにより，情報公開・個人情報保護審査会が行う調査審議や諮問庁が行う諮問に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報，あるいは，特定の法人があっせんに応じることや労働局に対し事実を述べることをちゅうちょすることが懸念されるなど，関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度で，手続きの非公開が定められている個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり，法78条1項7号柱書きに該当するため，不開示を維持することが妥当である。

### (3) 請求人の主張について

請求人は，審査請求書の「4 審査請求の趣旨及び理由」において，「全部非開示と同様の為。」などと開示を求める理由を記載しているが，法に基づく開示請求に対しては，上記3（2）で述べたとおり，法78条1項各号に基づいて開示，不開示を判断しているものであり，請求人の主張は，本件保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

以上のとおり，本件審査請求については，原処分は妥当であるから，棄却すべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |          |                   |
|---|----------|-------------------|
| ① | 令和5年9月1日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同月20日    | 審議                |
| ④ | 同年10月12日 | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ | 令和6年4月5日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月15日    | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し，処分庁は，本件対象保有個人情報の一部を法78条1項2号，3号イ及びロ，6号並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して，諮問庁は，原処分は妥当としていることから，以下，本

件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 文書2の③は、特定事業所担当者の名刺の所属部署及びFAX番号、文書2の⑥は、特定事業所から提出された資料に記載された、記入者の所属部署及び電話番号である。このうち、電話番号については、特定事業所担当者の名刺部分等の同一番号の記載が、原処分において開示されている。

当審査会事務局職員をして、特定事業所のウェブサイトを確認させたところ、審査請求人の所属していた介護関係の部署については、部署名、業務内容とともに電話番号及びFAX番号が掲載されていた。このため、当該部署名及び電話番号等は、これを開示しても、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとはいえない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

イ 文書2の⑩は、本件あっせん手続における特定労働局担当者の見解等の一部である。このうち、35頁15行目の記載は紛争の概要が記載されているにすぎず、審査請求人が推認できる情報であると認められる。このため当該部分を開示しても、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度で、手続の非公開が定められている個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とはいえない。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

### (2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

#### ア 法78条1項2号該当性

文書番号2の③及び⑥は、特定事業所の担当者の氏名等が記載されている。当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### イ 法78条1項3号イ該当性

文書番号2の④及び⑦は、当該特定事業所の法人の印影、審査請求

人と特定事業所の個別労働紛争に係るあっせんにおいて、業として個別事業所を補佐する者の住所、氏名、電話番号等であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、当該特定事業所及び事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 法78条1項3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

文書番号2の⑧及び⑨は、特定事業所から提出された資料に記載された、本件個別労働紛争に関する当該特定事業所の主張である。当該部分は、特定事業所の内部情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、特定の法人があっせんに応じることや労働局に対し事実を述べることをちゅうちょすることが懸念されるなど、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当することから、同項3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 法78条1項7号柱書き該当性

(ア) 文書番号2の⑤及び⑩は、あっせん手続き処理経過票等に記載された、処理経過の記載の一部である。

当該部分は、本件あっせん手続における特定労働局担当者の見解等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は上記ウと同様の理由により、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 文書番号1の②は、特定労働局及び厚生労働本省との間で送受信したメールに係る、行政機関の職員のメールアドレス及びメールアドレスが推定される情報が記載されている。当該メールアドレスは、一般には公にされておらず、これを開示すると、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 法78条1項6号及び7号柱書き該当性

文書番号1の①には、特定諮問事件に関する情報公開・個人情報保

護審査会からの照会内容やこれに対する回答方針等に関して厚生労働省担当官と管轄労働局担当官との間で協議，検討した内容が記載されている。

当該部分は，審査会が行う調査審議の手続は，情報公開・個人情報保護審査会設置法14条により公開しないこととされていることを踏まえると，これを開示すると，情報公開・個人情報保護審査会が行う調査審議や諮問庁が行う諮問に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は法78条1項7号柱書きに該当し，同項6号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法78条1項2号，3号イ及びロ，6号並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，別表の3欄に掲げる部分を除く部分は，同項2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，同項3号ロ及び6号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

- ① 情報公開・個人情報保護審査会への諮問事案（令和4年（行個）諮問特定番号）に関し，管轄労働局担当官とやり取りした電子メール
- ② 情報公開・個人情報保護審査会への諮問事案（令和4年（行個）諮問特定番号）に関し，管轄労働局から提出を受けたあっせん手続き処理経過票等資料の写し



別表 不開示情報該当性

1 文書名等		2 不開示部分（個人名を除く。）		3 2欄のうち開示すべき部分	
文書名	頁，番号	該当箇所	法 7 8 条 1 項 各 号 該 当 性		
文書 1 管轄労働局担当官 とやり取りをした 電子メール	1 ないし 6	① 1 頁本文 1 0 行目 1 5 文字目ないし 2 1 行目， 2 3 行目ないし 2 頁， 4 頁本文 8 行目 1 5 文字目ないし 1 0 行目， 6 頁本文 3 行目 1 5 文字目ないし 1 7 文字目及び 2 5 文字目ないし 2 7 文字目， 5 行目ないし 1 3 行目， 1 5 行目	6 号， 7 号 柱 書き	—	
		② 1 頁， 3 頁， 4 頁及び 6 頁上部のユーザー名， 「差出人」欄， 「宛先」欄及び「C C」欄のメールアドレス部分， 4 頁「F r o m」欄， 「T o」欄及び「C c」欄のメールアドレス部分	7 号 柱 書き	—	
文書 2 管轄労働局から提出を受けた 1 あっせん手続き 処理経過 票等資料 の写し	(あっせん 1 手続き 処理経過 票等資料 の写し)	7 ないし 13	③ 9 頁「⑰あっせんの結果」欄 1 行目 1 0 文字目ないし 1 1 文字目， 1 0 頁「あっせんの概要」欄 1 行目 1 0 文字目ないし 1 1 文字目， 1 1 頁「2 7 . 1 1 . 2 6」の「処理経過」欄 1 行目 1 0 文字面ないし 1 3 文字目， 1 3 頁上側の名刺の写しの所属部署， 職名， 氏名， F A X 番号及びメー	2 号	1 3 頁上側の 名刺の所属部 署， F A X 番 号

				ルアドレス部分		
				④ 8 頁「⑭紛争当事者事業主」欄の「補佐人」欄のうち、「氏名」欄、「職」欄、「住所」欄及び「T e l」欄、9 頁「⑰あっせんの結果」欄 1 行目 1 7 文字目ないし 2 1 文字目、1 0 頁「紛争当事者」の「事業主」欄のうち、「補佐人」欄の「氏名・職」欄、「住所」欄及び「電話」欄、1 0 頁「あっせんの概要」欄 1 行目 1 7 文字目ないし 2 1 文字目、1 1 頁「2 7 . 1 1 . 2 6」の「処理経過」欄 1 行目 1 9 文字目ないし 2 3 文字目、1 3 頁下側の名刺の写し	3 号イ	—
				⑤ 9 頁「⑰あっせんの結果」欄 1 行目 3 8 文字目ないし 2 行目 7 文字目、1 0 頁「あっせんの概要」欄 1 行目 3 8 文字目ないし 2 行目 1 5 文字目、1 1 頁「2 7 . 1 1 . 2 6」の「処理経過」欄 3 行目 1 5 文字目ないし最終文字	7 号柱書き	—
2 の 2	(事業場 提出資 料)	1 4 ない し 1 6	⑥ 1 4 頁「記入者職氏名」欄及び「連絡先電話番号」欄	2 号	1 4 頁「記入者職氏名」欄 不開示部分 1 文字目ないし 7 文字目、 「連絡先電話	

						番号」欄
				⑦ 14頁右上の法人の印影，16頁右上の法人の印影，「氏名」欄，「住所（電話番号）」欄，「職業（勤務先）（電話番号）」欄及び「当事者との関係」欄	3号イ	—
				⑧ 14頁本文の設問3（1）ないし（3）の回答部分，15頁本文の設問4（1）ないし（3）の回答部分	3号イ及びロ並びに7号柱書き	—
2 の 4		（あつせん資料の送付文書）	34 ない し3 5	⑨ 35頁2行目ないし13行目（項目番号を除く）	3号イ及びロ並びに7号柱書き	—
				⑩ 35頁15行目18文字目ないし19行目	7号柱書き	35頁15行目18文字目ないし最終文字

（注）不開示部分のない，文書番号2の3及び文書番号2の5の記載は省略し，記載は当審査会事務局において整理した。